

# 教員研修ハンドブック

令和3年度

富山県教育委員会

## はじめに

「富山県教育大綱」には、本県教育の基本理念として、「ふるさと富山に誇りと愛着を持ち、地域社会や全国、世界で活躍し、未来を切り拓く人材の育成 ― 真の人間力を育む教育の推進 ―」と掲げられています。幼児児童生徒の教育に直接携わる教員は、豊かな人間性、広い社会性、高い専門性と指導力等の資質能力を身に付けるととともに、常に課題意識をもって積極的に研修に励み、自己の資質能力を向上させることが不可欠です。

教員としての職責、経験、適性に応じて身に付けるべき資質について示した「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標」は、教員がキャリアステージに応じた資質向上を図る際の目安として、そして、さらに高度な段階を目指す手がかりとなるものです。指標に示された理想とする具体的な教員像を参考として目標を決めるだけでなく、総合教育センターで取り組んでいるように、研修の振り返りにおいても活用することで、研修による自分の成長を、具体的な資質能力の高まりから実感することができると考えています。指標を活用して一層自身が目指す教員像に向かって学び続けていただけたらと考えています。

県教育委員会では、教員一人一人のキャリアステージに応じた多様な研修を実施しているところであり、特に、教員の大量退職、大量採用により若手教員が増加している現状において、教育理念や指導技術を継承していくため、継続的・計画的な若手教員研修を導入しています。この研修は、3年間の継続した研修を通して、教員としての自覚や使命感・倫理観を高めるとともに、実践的指導力や問題解決力・対応力の向上を図ることをねらいとしており、教員としての資質能力となるものです。

「教員研修ハンドブック」は、日々の教育実践の中での疑問や悩みに対して手がかりとなる具体的な指針や方向性を示すため、毎年刊行しています。本書を有効に活用して研鑽を積み、幼児児童生徒や保護者の信頼に応えるよき教育者としての資質を磨いていかれることを期待しています。

令和3年3月

富山県教育委員会  
小中学校課長  
県立学校課長

# 目次

## 第1章 教師の職務

1 教育者として生きること	1
(1) 児童生徒の生涯に関わる教師の姿	1
(2) 教師に求められる姿	1
2 教職員として求められるもの	1
(1) 公教育の担い手として	1
(2) 教育公務員として	2
(3) 教職員として	2
3 教職員の研修	3
(1) 研修の意義	3
(2) 研修の内容	3
(3) 若手教員研修	4
(4) 中堅教諭等資質向上研修	4
(5) 特別支援教育に関する研修	4
(6) 英語教育に関する研修	4
4 教職員の服務	5
(1) 職務上の義務	5
(2) 身分上の義務	5
5 教職員の勤務等	6
(1) 勤務時間	6
(2) 休憩時間	6
(3) 休日	6
(4) 休日及び勤務時間の変更	6
(5) 時間外勤務	6
(6) 休暇	7
(7) 育児休業	7
(8) その他	7
6 福利厚生	8
(1) 共済制度	8
(2) 一般財団法人富山県教職員厚生会	8

## 第2章 学校の教育活動

1 教育活動の計画	9
(1) 教育課程の実施	9
(2) 授業時数等の取り扱い	10
(3) 指導計画	10
(4) 教育活動の評価	10
2 学校の組織と運営	11
(1) 教職員	11
(2) 校務	11
(3) 校務分掌	11
(4) 諸会議	12
(5) 文書管理	12

## 第3章 学級経営

1 学級経営の計画	13
(1) 学級経営のねらい	13
(2) 学級経営案の作成	13
2 学級担任の一日	14
3 学級事務	16
(1) 学級事務の内容	16
(2) 諸表簿の整理と保管	16
(3) 年度当初の担任事務	17
(4) 転出入児童生徒に関する事務	17
4 家庭との連携	18
(1) 学級懇談会	18
(2) 個別懇談会	18

(3) 家庭訪問	19
(4) 学級通信	19
(5) 電話連絡等	19

## 第4章 指導の実際

1 授業の創造	20
(1) 授業とは	20
(2) 授業の展開	20
(3) 教材研究の進め方	21
(4) 授業における指導の工夫	21
2 各教科の指導	26
(1) 授業を組み立てる手順	26
(2) 学習指導案の書き方	27
(3) 授業設計のポイント	28
(4) 学習評価	29
3 道徳の指導	33
(1) 道徳教育の目標	33
(2) 道徳教育の進め方	33
(3) 道徳科の指導	34
(4) 道徳科における評価	36
4 外国語活動・外国語科の指導(小学校)	37
(1) 外国語活動・外国語科導入の趣旨	37
(2) 外国語活動・外国語科の目標	37
(3) 外国語活動・外国語科の指導上の留意点	38
(4) 外国語活動・外国語科の評価	40
5 総合的な学習(探究)の時間の指導	41
(1) 総合的な学習の時間の目標	41
(2) 各学校において定める内容	41
(3) 内容の取扱いについての配慮事項	42
(4) 総合的な学習の時間の評価	43
6 特別活動の指導	44
(1) 特別活動の特質と教育的意義	44
(2) 特別活動の内容	44
(3) 年間指導計画を作成する上で配慮すること	48
(4) 特別活動の評価	48

## 第5章 健康安全・給食指導

1 体力の向上	49
(1) 定期的な運動の機会	49
(2) 家庭や地域との連携	49
2 学校保健	49
(1) 保健教育	49
(2) 保健管理	49
3 学校給食	50
(1) 給食の時間に行われる食に関する指導	50
(2) 各教科等における食に関する指導	51
(3) 個に応じた指導	51
4 学校安全	51
(1) 学校安全の意義	51
(2) 学校安全の取組	52
5 危機への対応	53
(1) 学校における危機管理	53
(2) 学級担任としての危機管理	53

<b>第6章 人権教育</b>		<b>第10章 各種教育</b>	
1 人権教育の推進	55	1 生涯学習と学校教育	88
2 学校における人権教育	56	(1) 生涯学習における学校教育の役割	88
(1) 人権教育の目標	56	(2) 学校・家庭・地域社会の連携	88
(2) 人権尊重と教育活動	56	(3) 地域社会における活動	88
(3) 指導上の留意事項	57	2 国際理解教育	88
3 学級における人権教育	57	(1) 目指す子供像	88
(1) 教師の人権意識の高揚	57	(2) 指導上の留意点	89
(2) 実践に当たっての留意点	57	3 外国人児童生徒教育	89
4 いじめ問題について	58	(1) 学校全体の児童生徒の指導	89
		(2) 学校の受入れ体制づくり	89
		(3) 日本語指導・教科指導について	90
<b>第7章 生徒指導</b>		4 環境教育	90
1 一人一人を生かす生徒指導	59	(1) 学習の進め方と留意点	90
(1) 生徒指導の意義	59	(2) 内容の取り上げ方	91
(2) 児童生徒との信頼関係づくり	60	5 情報教育	91
(3) 体罰の禁止及び懲戒	61	(1) 発達の段階による指導上の留意点	92
2 実態に応じた対応と連携	62	(2) ネットワーク活用による教育活動の拡がり	92
(1) 問題行動・不登校等の理解と対応	62	(3) 情報モラル教育	92
(2) 問題行動解消への支援と連携	70	(4) プログラミング教育	93
		(5) 教科指導におけるICT活用場面と教員の指導力	94
		(6) 学習場面に応じたICT活用の分類例	94
<b>第8章 キャリア教育</b>		<b>第11章 幼稚園教育</b>	
1 キャリア教育の充実	71	1 幼稚園教育の意義と役割	96
2 キャリア教育の展開	71	2 幼稚園の教育活動	96
(1) 発達課題と指導内容	71	(1) 幼稚園教育の目標	96
(2) 学級活動及び教科学習との相互補完	72	(2) 幼稚園教育の内容	97
(3) 進路相談の充実	73	3 学級経営	98
(4) 地域社会や保護者との連携	73	(1) 指導計画の作成と展開	98
		(2) 幼児理解と評価	98
		(3) 環境の構成	99
		(4) 保護者との信頼関係	99
		(5) 保育者の心構え	99
<b>第9章 特別支援教育</b>		4 指導の実際	100
1 特別支援教育とは	74	(1) 主体的な活動を促す指導	100
2 学校(園)全体で取り組む特別支援教育	75	(2) 指導計画(日案)の作成	100
(1) 校内支援体制の整備	75	(3) 指導計画(日案)の事例	102
(2) 個別の教育支援計画	76	5 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のために	104
(3) 個別の指導計画	77	(1) 幼児期の教育と小学校教育の連携・接続の重要性	104
(4) 特別支援教育に関する教師の専門性	77	(2) 幼児期の教育と小学校教育の接続の理解	104
(5) 交流及び共同学習	77	(3) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	104
3 多様な学びの場	78	(4) 接続を意識した連携の進め方	105
(1) 通常の学級における特別な支援が必要な児童生徒への学級経営上及び学習指導上の配慮	78	(5) 幼児期の学びと育ちを小学校教育につなぐために	105
(2) 特別支援学級における指導、通級による指導	79		
(3) 特別支援学校における指導	80		
4 特別支援学校のセンター的機能	85		
5 障害のある児童生徒の就学	86		
(1) 就学先の決定	86		
(2) 学びの場の柔軟な見直し	86		
6 特別支援教育を巡る近年の動き	87		
(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	87		
(2) 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例	87		
(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する富山県教育委員会教職員対応要領	87		
(4) 富山県手話言語条例と学校における手話の普及等について	87		
(5) 障害者の生涯学習の推進について	87		
		<b>【巻末資料】</b>	
		1 特別休暇	
		2 よりよい授業を目指して・授業チェックシート	
		3 児童虐待の防止等に関する法律の概要	
		4 いじめ防止対策推進法の概要	
		5 児童生徒に対する懲戒・体罰に関する法令等	
		6 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の概要	
		7 教育相談機関	
		8 特別支援教育	
		9 「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標」の策定について	
		10 教育関係資料及び図書	
		<b>【事項索引】</b>	
		<b>【私の研修履歴】</b>	

義務教育学校は、前期課程を小学校、後期課程を中学校と読み替える。